

機体登録情報

点検お預かり時に
お客様に提出いただく機体情報

ドローン情報基盤システム2.0

日本で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させるためには、遵守しなければならない様々なルールがあります。

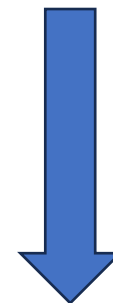
ルールをしっかりと理解した上で、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行させることを心がけましょう。

詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。

登録手続等はこちら

お知らせ

- | | |
|------------|---|
| 2024/06/11 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（6月25日(火)0:00から1:00まで マイナンバーカードによるお手続きができません） |
| 2024/06/11 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（6月16日(日)1:30から2:30まで マイナンバーカードによるお手続きができません） |
| 2024/06/11 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（6月14日(金)18:00から6月17日(月)10:00まで 手数料納付に関するご案内のメール到達に遅れが発生します） |
| 2024/05/23 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（5/30(木)00:30から8:00まで マイナンバーカードによるお手続きができません） |
| 2024/05/22 | 【計画停止】【全般】2024年5月27日(月)15時頃から22時30分頃までご利用できません。 |
| 2024/04/30 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（5/2(木)18:00から5/7(火)10:00まで 手数料納付に関するご案内のメール到達に遅れが発生します） |
| 2024/04/25 | 【お知らせ】関連システムメンテナンスに伴う影響について（4/27(土)00:00から3:00まで マイナンバーカードによるお手続きができません） |
| 2024/04/18 | 【計画停止】【全般】2024年4月22日(月)15時頃から22時15分頃までご利用できません。 |



航空法に基づく無人航空機関係手続きの一覧

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認▼



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご覧ください。

- （特定飛行）
- 空港等周辺、緊急用務空域150m以上上空での飛行
 - 人口集中地区での飛行
 - 夜間飛行
 - 目視外飛行
 - 人口は物件から30m未満での飛行
 - 傾斜場所上空での飛行
 - 点検物の給送
 - 物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にはあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご覧ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要です。お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

飛行許可・承認申請へ

飛行計画の通報・確認へ

無人航空機の登録手続き

手順の確認▼



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発表されると、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能も搭載しなければなりません。

無人航空機の登録申請へ

ここをクリック

無人航空機に関する事故等発生時の
手続き

手順の確認▼



以下の事故等発生時には、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご覧ください。

- 「事故」
- 無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - 第三者の所有する物件の毀損
 - 航空機との衝突又は接触

- 「重大インシデント」
- 航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
 - 無人航空機による人の死傷（軽傷の場合）
 - 無人航空機の制御が不能となった事象

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認▼



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不要とするためには、機体認証を受けた無人航空機と技能証明を受けた操縦者が飛行する必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)で、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご覧ください。

機体認証の取得申請へ

技能証明の取得申請へ



無人航空機登録申請メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録

新たにドローンを登録することができます。
新規登録には、本人確認書類、所有者・機体・使用者の情報がが必要です。

所有者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。

ここをクリック

状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する状況の確認、申請の取下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の情報及び使用者情報を確認、変更することができます。

機体と使用者情報の確認/変更

登録した機体の情報の確認、機体情報と使用者情報の変更を行うことができます。
 機体の情報、使用者情報を変更する場合は、変更する機体を選択した上で、「機体・使用者情報の変更」ボタンを押してください。

登録記号 ⓘ

製造者名 ⓘ

型式名 ⓘ

使用者氏名 ⓘ

検索

登録済み機体一覧から、情報が必要な機体の「詳細」をクリック

☐ 全てを選択

	登録記号	製造者名	型式名	使用者氏名	最終更新日	有効期間終了日	
☐	JU3226FBC4C4	DJI	AGRAS T10 日本版	中村 優	2022/06/15	2025/06/19	詳細
☐	JU3226802199	DJI	AGRAS T30 日本版	中村 優	2022/06/15	2025/06/19	詳細
☐	JU3226448673	DJI	DJI MINI 2	中村 優	2023/01/06	2025/06/19	詳細
☐	JU322731B	Autel Robotics	EVO 2	中村 優	2022/07/06	2025/07/05	詳細



登録情報詳細

所有者、機体、使用者の各種登録情報の確認を行います。

所有者情報

法人番号 9430001066914

企業・団体名 H E L I C A M株式会社

代表者氏名 丹野 宏柄

本店又は主たる事務所の所在地 日本 北海道 札幌市中央区北5条西13丁目1番116 Y N北5条ビル

担当者氏名 中村 優

担当者フリガナ ナカムラ ユウ

担当者住所 日本 北海道 札幌市中央区北5条13丁目1-116 YN北5条ビル1F

担当者部署名 営業



※ページ全体※

お問い合わせ

よくある質問・
お問い合わせ

お問い合わせ

登録情報詳細

所有者、機体、使用者の名称や登録番号を確認できます。

所有者情報

法人番号 9420001000014

企業・団体名 株式会社 富士文通機

代表者氏名 代表 代表

本邦又は海外の事務所名称 日本 東京都中央区本町2丁目1番11号 富士文通機ビル
5階

関係者氏名 代表 代表

関係者フリガナ ナカムラ ユウ

関係者住所 日本 東京都中央区本町2丁目1番11号 富士文通機ビル5F

関係者電話番号 03-111000100

関係者メールアドレス support@fujitsum.com.jp

機体情報

機体入庫日時 2024/01/01

機体番号 J1111111111111111

製造区分 プリンター・複写機・スキャナ

製造番号 0000000000000000

型式名 J1111111111111111

機体の種類 印刷複写機（ワークセンター）

製造番号 J1111111111111111

リモートID番号 0000000000000000

リモートID機体製造番号 -

リモートID機体型式 -

リモートID機体製造番号 -

リモートID機体製造番号 -

リモートID機体製造番号 -

リモートID機体製造番号 -

製造区分 製造機

使用者情報

所有者・所有権持一人物 代表者 代表

代表

所有者情報・機体情報・使用権限の変更、登録情報の更新、登録機体の紛失は必ずしもから登録する必要があります。

閉じる

特に必要な情報

機体情報

機体ステータス	登録済
登録記号	JU322CB6FD46
製造区分	メーカーの機体・改造した機体
製造者名	DJI
型式名	DJI MAVIC 3
機体の種類	回転翼航空機（マルチローター）
製造番号	1581F45TB21CR1AE02HY
リモートID有無	あり（内蔵型）
リモートID機器製造者名	-
リモートID機器型式	-
リモートID機器製造番号	-
リモートID搭載義務対象	対象
リモートID書込状況	未書込
リモートID更新日時	-
改造の有無	改造無し

使用状況